



厚生労働省発表
平成21年2月6日

担 当	医薬食品局 食品安全部 監視安全課 輸入食品安全対策室
	室長 道野 (2495)
	担当 近藤 (2474) 内海 (4243) 蟹江 (2477) 小島 (2478)
	電話 03-5253-1111
	夜間直通 03-3595-2337

米国のサルモネラ食中毒関連食品への対応について（第4報）

- 1 米国において、昨年秋以降に発生しているサルモネラ食中毒に関連して、**Peanut Corporation of America**（製造所：ジョージア州ブレイクリー）のピーナッツ製品及びその加工品の自主回収が行われており、該当製品の輸入実績が確認された場合には、輸入者を管轄する自治体を通じて販売中止・回収等を指示しているところです。
- 2 本日、**Peanut Corporation of America** のピーナッツ製品を使用し、米国で自主回収が行われている次の食品について輸入実績が確認されたため、輸入者を管轄する東京都千代田区を通じて、当該品の販売中止・回収等を指示したので、お知らせします。

品名：ローストピーナッツ（缶入り、340g）

① Ass Kickin' Honey Roasted Peanuts

② Ass Kickin' Chipotle Honey Peanuts

製造者：Southwest Specialty Food, Inc.（所在地：アリゾナ州グッドイヤー）

輸入者：コルドンヴェール株式会社

輸入量：①、②ともに192カートン、783.36kg（合計384カートン、1,566.72kg）

輸入届出日：①、②ともに平成20年1月28日及び平成20年5月26日

流通状況：全量出荷済みであり、流通先に販売を中止するよう指示しているところ。

（参考1）経緯

- ・米国では2月5日（現地時間）までに **Salmonella Typhimurium** による食中毒により43州で575名の患者が発生（国内における関連した食中毒事案の報告はなし）。
- ・米国FDAが本年1月16日（現地時間）、昨年秋以降に発生しているサルモネラ食中毒の原因が **Peanut Corporation of America**（製造所：ジョージア州ブレイクリー）のピーナッツ製品であり、当該製品を使用した加工食品を含めた関連製品が回収されている旨公表したため、厚生労働省では、1月18日より、①既に輸入された製品についての本件との関連性の調査、②本件の関連製品の輸入中止指示を実施。
- ・**Peanut Corporation of America** は、1月28日に回収対象を昨年8月以降製造されたピーナッツバター及びピーナッツペーストから、2007年1月以降製造されたピーナッツバター、ピーナッツペースト、ピーナッツミール、ピーナッツグラニューール及びドライ又はローストピーナッツ（ロット番号が7、8又は9で始まるもの）に拡大。

（参考2）関連食品の輸入状況

製品名	製造者名	輸入量	公表日	流通状況
ピーナッツバター	Peanut Corporation of America	79kg	1月30日	輸入者が全量保管
ポップコーン(ピーナッツバター&チョコ)※	Lesserevil Brand Snack Co.	542kg	1月31日	一部販売済み
シリアル食品(グラノーラバー)※	Kashi Sales L.L.C.	2,870kg	2月3日	調査中
ローストピーナッツ※	Southwest Specialty Food, Inc.	1,566kg	2月6日	調査中

※製造者の情報によると、米国において当該製品によるサルモネラ食中毒患者発生への報告はないとされています。

- 米国食品医薬品局（FDA）ホームページ
<http://www.fda.gov/oc/opacom/hottopics/salmonellatyph.html>
- 米国疾病予防管理センター（CDC）ホームページ
<http://www.cdc.gov/salmonella/typhimurium/>